

# 選択式トレーニング問題集の使い方

## 1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収載(過去本試験問題を除く)。条文読みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 平成27年から令和6年までの過去本試験問題を収載。本試験における合格基準点も掲載。(一部、当時のまま出題している問題や改正により改題させていただいた問題もあります。)

## 2 仕様

### 〔1〕 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。  
※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。  
科目別講義テキストのみの販売はしていません。

### 〔2〕 形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)  
また、過去本試験問題においては合格基準点を掲載。  
※ **合格基準点** …本試験における合格基準点を表しています。

### 3 表示の意味

#### 左 問題(左)ページ

- 改正項目**：問題文見出しの右横に「改正」が付いているものは、改正箇所であることを示しています。
- 難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。
  - 難易度 A** …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題
  - 難易度 B** …**難易度 A** ランクの問題と、**難易度 C** ランクの問題が混在した問題
  - 難易度 C** …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題
- Check 欄**：Check 欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご利用下さい。
- 選択肢**：5 空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

<p>第1章 雇用保険法</p> <p style="text-align: center;"><b>1</b> <b>2</b></p> <p><b>問題 1</b> 目的 <b>改正</b> <b>確認</b> <b>A</b></p> <p>3 Check A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/></p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が <b>A</b> した場合及び労働者について <b>B</b> となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業をした場合に必要給付を行うことにより、労働者が子の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、<b>A</b> の予防、雇用状態の是正及び <b>D</b>、労働者の能力の開発及び向上その他 <b>E</b> を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p> <p><b>4</b> 選択肢</p> <table border="1"> <tr> <td>① 完全雇用の達成</td> <td>⑪ キャリアコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>② 教育訓練</td> <td>⑫ 均等な待遇の確保</td> </tr> <tr> <td>③ 経済の健全な発展</td> <td>⑬ 公共職業訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用機会の増大</td> <td>⑭ 雇用条件の向上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 雇用の継続が困難</td> <td>⑮ 雇用の需要と供給の不均衡</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再就職</td> <td>⑯ 技能</td> </tr> <tr> <td>⑦ 失業</td> <td>⑰ 就業の機会が縮小</td> </tr> <tr> <td>⑧ 職業指導</td> <td>⑱ 職業生活上の環境の整備改善</td> </tr> <tr> <td>⑨ 職業能力の開発が困難</td> <td>⑲ 退職</td> </tr> <tr> <td>⑩ 雇</td> <td>⑳ 労働者の雇後の進</td> </tr> </table>	① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング	② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保	③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練	④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上	⑤ 雇用の継続が困難	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡	⑥ 再就職	⑯ 技能	⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小	⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善	⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職	⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進	<p style="text-align: right;">第1章 雇用保険法</p> <p><b>解答</b></p> <p>A ⑤ 失業 (法1条)          B ⑥ 雇用の継続が困難 (法1条)          C ⑧ 教育訓練 (法1条)          D ④ 雇用機会の増大 (法1条)          E ⑩ 労働者の雇後の増進 (法1条)</p> <p><b>5</b> 完成文</p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、<u>失業の予防</u>、<u>雇用状態の是正</u>及び雇用機会の増大、<u>労働者の能力の開発及び向上</u>その他労働者の雇後の増進を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、<u>失業等給付</u>及び<u>育児休業給付</u>を行うほか、<u>雇用安定事業</u>及び<u>能力開発事業</u>を行うことができる。」としている。</p>
① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング																				
② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保																				
③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練																				
④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上																				
⑤ 雇用の継続が困難	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡																				
⑥ 再就職	⑯ 技能																				
⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小																				
⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善																				
⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職																				
⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進																				

#### 右 問題(右)ページ

- 完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

## 4 よくある質問

### 〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどちらが重要？

#### まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

### 〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

#### 難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

### 〔3〕 問題の解答方法

#### 選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解肢候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

# CONTENTS

**改正** は、改正箇所の問題です。

**難易度** A・B・C は、問題の難易度ランクです。

## 第1章 社会保険に関する一般常識

	難易度	
問題1 国民健康保険法(1)	A	2
問題2 国民健康保険法(2)	A	4
問題3 国民健康保険法(3)	<b>改正</b> B	8
問題4 国民健康保険法(4)	B	14
問題5 国民健康保険法(5)	B	16
問題6 国民健康保険法(6)	A	18
問題7 国民健康保険法(7)	A	22
問題8 国民健康保険法(8)	B	26
問題9 高齢者医療確保法(1)	B	30
問題10 高齢者医療確保法(2)	B	32
問題11 高齢者医療確保法(3)	A	36
問題12 高齢者医療確保法(4)	C	38
問題13 高齢者医療確保法(5)	A	40
問題14 高齢者医療確保法(6)	A	42
問題15 高齢者医療確保法(7)	A	46
問題16 介護保険法(1)	A	50
問題17 介護保険法(2)	B	54
問題18 介護保険法(3)	B	56
問題19 介護保険法(4)	A	60
問題20 介護保険法(5)	B	64

問題21	介護保険法(6)	A	68
問題22	介護保険法(7)	B	72
問題23	介護保険法(8)	B	76
問題24	介護保険法(9)	A	78
問題25	船員保険法(1)	A	80
問題26	船員保険法(2)	B	82
問題27	船員保険法(3)	B	86
問題28	児童手当法(1)	 A	88
問題29	児童手当法(2)	 A	92
問題30	児童手当法(3)	 A	96
問題31	社会保険労務士法(1)	A	98
問題32	社会保険労務士法(2)	B	100
問題33	社会保険労務士法(3)	B	104
問題34	社会保険労務士法(4)	B	108
問題35	社会保険労務士法(5)	B	112
問題36	社会保険労務士法(6)	A	116
問題37	確定給付企業年金法(1)	A	120
問題38	確定給付企業年金法(2)	B	122
問題39	確定給付企業年金法(3)	B	126
問題40	確定給付企業年金法(4)	B	130
問題41	確定拠出年金法(1)	A	134
問題42	確定拠出年金法(2)	B	136
問題43	確定拠出年金法(3)	B	138
問題44	確定拠出年金法(4)	B	142

---

問題45 確定拠出年金法(5) B 144

---

問題46 確定拠出年金法(6) **改正** A 148

---

## 第2章 社会保険に関する一般常識(過去本試験問題)

難易度

問題1 平成27年 A 154

---

問題2 平成28年 B 158

---

問題3 平成29年 B 160

---

問題4 平成30年(改題) A 164

---

問題5 令和元年(改題) A 168

---

問題6 令和2年 A 172

---

問題7 令和3年(改題) A 176

---

問題8 令和4年 A 180

---

問題9 令和5年 C 184

---

問題10 令和6年 A 188

---

# 第1章

# 社会保険に関する 一般常識

**問題 1** 国民健康保険法(1)

難易度 **A**

Check欄 **A**  **B**  **C**  **D**  **E**

- 1 国民健康保険法は、国民健康保険事業の  な運営を確保し、もって  の向上に寄与することを目的とする。
- 2 国民健康保険は、被保険者の  に関して必要な保険給付を行うものとする。
- 3 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。
- 4 国は、国民健康保険事業の運営が  に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、上記1の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。
- 5 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の  な運営について  な役割を果たすものとする。
- 6 市町村は、被保険者の  に関する事項、国民健康保険の保険料(国民健康保険税を含む。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

**選択肢**

- |                 |                |       |
|-----------------|----------------|-------|
| ① 意欲的           | ② 円滑           | ③ 革新的 |
| ④ 規範的           | ⑤ 健全           | ⑥ 公的  |
| ⑦ 国民の保健医療       | ⑧ 国民福祉         |       |
| ⑨ 資格の取得及び喪失     | ⑩ 疾病、障害、出産又は死亡 |       |
| ⑪ 疾病、負傷、出産又は死亡  | ⑫ 疾病、負傷又は出産    |       |
| ⑬ 疾病又は負傷        | ⑭ 社会保障及び国民保健   |       |
| ⑮ 生活の安定         | ⑯ 中心的          | ⑰ 賃金  |
| ⑱ 副次的           | ⑲ 不服申立て        |       |
| ⑳ 療養の給付に係る一部負担金 |                |       |

解答

- A ⑤ 健全 (法1条、4条)
- B ⑭ 社会保障及び国民保健 (法1条)
- C ⑪ 疾病、負傷、出産又は死亡 (法2条)
- D ⑯ 中心的 (法4条)
- E ⑨ 資格の取得及び喪失 (法4条)

完成文

- 1 国民健康保険法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。
- 2 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。
- 3 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。)とともに、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。
- 4 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、上記1の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。
- 5 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。
- 6 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(国民健康保険税を含む。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

**問題2** 国民健康保険法(2)

難易度 **A**

Check欄 **A**  **B**  **C**  **D**  **E**

- 1 都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、 を設けなければならない。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、 の徴収、 の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する を置く。
- 3 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、 その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する を置く。

選択肢

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険審査会</li> <li>② 国民健康保険診療報酬審査委員会</li> <li>③ 国民健康保険団体連合会</li> <li>④ それぞれ特別会計</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護納付金</li> <li>② 国民健康保険事業費納付金</li> <li>③ 国民健康保険保険給付費用</li> <li>④ 財政安定化基金拠出金</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療費適正化計画</li> <li>② 国民健康保険事業計画</li> <li>③ 財政健全化計画</li> <li>④ 都道府県国民健康保険運営方針</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 協議会</li> <li>② 支部</li> <li>③ 審議会</li> <li>④ 審査会</li> </ul>
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市町村標準保険料率の算定、保険料の徴収</li> <li>② 保険給付、交付金の交付</li> <li>③ 保険給付、保険料の徴収</li> <li>④ 保険料の徴収、交付金の交付</li> </ul>

**解 答**

---

- A ④ それぞれ特別会計 (法10条)
- B ② 国民健康保険事業費納付金 (法11条)
- C ④ 都道府県国民健康保険運営方針 (法11条)
- D ① 協議会 (法11条)
- E ③ 保険給付、保険料の徴収 (法11条)

完成文

- 1 **都道府県及び市町村**は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

## 問題3 国民健康保険法(3) 改正

難易度 B

Check欄 A  B  C  D  E 

- 1 市町村及び国民健康保険組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(保険料滞納世帯主等)が、当該保険料の納期限から  間が経過するまでの間に、当該市町村又は国民健康保険組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(保険料納付の勧奨等)を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する一定の被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等の支給(療養の給付等)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、 を支給する。
- 2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が  にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。
- 3 上記2の規定により上記2に規定する書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの(資格確認書)の交付を求める世帯主(申請者)は、所定の事項を記載した申請書を当該申請者

が住所を有する市町村に提出して、その交付を申請しなければならない。

- 4 市町村は、上記3の規定による交付の申請があったときは、一定の事項を記載した資格確認書を、申請者に有効期限を定めて交付しなければならない。この場合において、資格確認書は、その世帯に属する被保険者であって、にあるものごとに作成するものとする。
- 5 上記4の有効期限は、交付の日から起算して  を超えない範囲内において市町村が定めるものとする。
- 6 市町村及び国民健康保険組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から  間が経過するまでの間に、当該市町村又は国民健康保険組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
- 7 市町村及び国民健康保険組合は、上記1の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であって、上記6の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

選択肢

- ① 1か月
- ② 1年6か月
- ③ 1年
- ④ 2か月
- ⑤ 2年6か月
- ⑥ 2年
- ⑦ 3か月
- ⑧ 3年
- ⑨ 4か月
- ⑩ 5年
- ⑪ 6か月
- ⑫ 10年
- ⑬ 医療保険手帳を提示することができない状況
- ⑭ 受給資格者証を提出することができない状況
- ⑮ 電子資格確認を受けることができない状況
- ⑯ 電子資格確認を円滑に利用することができない状況
- ⑰ 特定療養費
- ⑱ 特別療養給付
- ⑲ 特別療養費
- ⑳ 特例療養費

解答

- A ③ 1年 (則27条の4の3)  
B ⑱ 特別療養費 (法54条の3)  
C ⑮ 電子資格確認を受けることができない状況 (法9条、則6条)  
D ⑩ 5年 (則6条)  
E ② 1年6か月 (則32条の2)

完成文

- 1 市町村及び国民健康保険組合は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(保険料滞納世帯主等)が、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に、当該市町村又は国民健康保険組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(保険料納付の勧奨等)を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する一定の被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等の支給(療養の給付等)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。
- 2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。
- 3 上記2の規定により上記2に規定する書面であって複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたもの(資格確認書)の交付を求める世帯主(申請者)は、所定の事項を記載した申請書を当該申請者が住所を有する市町村に提出して、その交付を申請しなければならない。
- 4 市町村は、上記3の規定による交付の申請があったときは、一定の事項

に記載した資格確認書を、申請者に有効期限を定めて交付しなければならない。この場合において、資格確認書は、その世帯に属する被保険者であって、電子資格確認を受けることができない状況にあるものごとに作成するものとする。

- 5 上記4の有効期限は、交付の日から起算して5年を超えない範囲内において市町村が定めるものとする。
- 6 市町村及び国民健康保険組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6か月間が経過するまでの間に、当該市町村又は国民健康保険組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。
- 7 市町村及び国民健康保険組合は、上記1の規定の適用を受けている世帯主又は組合員であって、上記6の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

**問題 4** 国民健康保険法(4)

難易度 **B**

Check欄 A  B  C  D  E

- 1 国民健康保険組合(以下「組合」という。)は、 の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。
- 2 上記1の組合の地区は、 の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。
- 3 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の の認可を受けなければならない。
- 4 上記3の認可の申請は、 人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者 人以上の同意を得て行うものとする。

選択肢

- |               |                |         |         |
|---------------|----------------|---------|---------|
| ① 10          | ② 15           | ③ 30    | ④ 100   |
| ⑤ 300         | ⑥ 700          | ⑦ 1,000 | ⑧ 3,000 |
| ⑨ 1又は2以上の市町村  | ⑩ 1又は2以上の都道府県  |         |         |
| ⑪ 2以上の隣接する市町村 | ⑫ 2以上の隣接する都道府県 |         |         |
| ⑬ 工業的業種       | ⑭ 厚生労働大臣       |         |         |
| ⑮ 国民健康保険審査会   | ⑯ 市町村広域連合      |         |         |
| ⑰ 同種          | ⑱ 特定           |         |         |
| ⑲ 都道府県知事      | ⑳ 農林水産         |         |         |

解答

- A ⑰ 同種 (法13条)
- B ⑨ 1又は2以上の市町村 (法13条)
- C ⑲ 都道府県知事 (法17条)
- D ② 15 (法17条)
- E ⑤ 300 (法17条)

完成文

- 1 国民健康保険組合(以下「組合」という。)は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。
- 2 上記1の組合の地区は、1又は2以上の市町村の区域によるものとする。ただし、特別の理由があるときは、この区域によらないことができる。
- 3 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 上記3の認可の申請は、15人以上の発起人が規約を作成し、組合員となるべき者300人以上の同意を得て行うものとする。